

町議会の仕組み

～議会の審議の流れ～

町議会には、3月・6月・9月・12月に開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。ここでは、「定例会」の流れについてご紹介します。

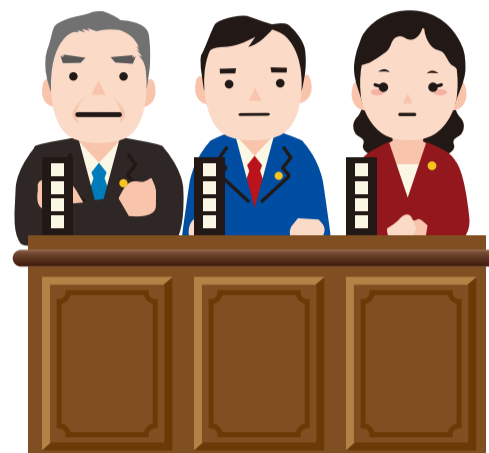
議会運営委員会

議会の日程や議案の取り扱い等、運営について協議します。

発行：小海町議会
令和2年7月

本会議（招集日）

- ①開会…議長の宣告で開会します。
- ②会期の決定…定例会の期間を議長が会議に諮って決めます。
- ③議案の上程・説明…議案提出者（町長）が提案理由を説明します。
※議案には、町長・議員・委員会から提出されるものがあります。



本会議（議案質疑）

- ①質疑…議案に対して議員が質疑し、町長が答弁します。
※6月・12月定例会は招集日に行われます。3月は次年度の予算、9月は前年度決算の審議があるので、議案質疑に1日かかります。
- ②委員会付託…質疑応答の後、さらに詳細に専門的審査するため、担当の常任委員会に付託します。

委員会付託

本会議（一般質問）

- ①議員が政策提言をします。
- ②議員が町の行政全般について、町長その他執行機関に対し、見解を述べて疑義をただします。

現地視察

課題となっている現状の調査や、事業の進捗状況の確認のために現地調査を行います。

全員協議会

- 議案の審査や議会の運営に関し、協議や調整を行うものです。
- ・条例の制定や新しい制度設定のほか、重要課題について町長からの事前説明や意見調整
 - ・議会自体の運営や意見調整、認識共有
 - ・本会議の審査の過程で詳細な説明や意見調整

常任委員会審査

総務産業常任委員会

条例、陳情、請願等の審査をする委員会

民生文教常任委員会

予算決算常任委員会

予算、決算の審査をする委員会

- ①説明…付託された委員会で議案の説明を受けます。
- ②質疑…議案内容について、担当課に色々な角度から質問を行います。
- ③討論…議案などについて、賛成か反対かその意見を述べます。
- ④採決…委員会としてその議案について、賛成か反対かを決めます。（出席委員の過半数で決定します）



本会議（最終日）

- ①委員長報告…各常任委員長から付託された議案等の審査の概要と結果を報告し、それに対する質疑応答を行います。
- ②討論…議員が議案等に対して、賛成または反対の意見を述べます。
- ③採決…議員が議案等に対して、賛否の意志を表明します。（特別なものを除き、出席議員の過半数で決定します）
- ④閉会…議案等の審議が全て終わると議長の宣告で閉会します。本会議で決まったことは議長から町長へ通知し、町長はこれをもとに仕事を進めます。

用語の説明

議案：町長から提出される予算や条例案、議員・委員会から提出される条例案など、議会で審議する案件のこと。

上程：本会議で議案として取り扱うこと。なお、議題とするためには議事日程に従って、議長が議題とする旨を宣告することが必要。

議決：議会として意思決定すること。次のような種類があります。

可決（否決）：予算、条例、契約、意見書、決議など

認定（不認定）：決算

承認（不承認）：専決処分

同意（不同意）：人事案件

採択（不採択）：請願、陳情

専決処分：議会の議決、または決定すべきことについて、町長が議会に変わって処分すること。緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められた時に行うもの（法 179 条）と議会の議決により、あらかじめ指定したもの（法 180 条）がある。

請願：憲法で保障された国民の基本的権利で、国や地方公共団体に対し、一定の希望を述べること。議員の紹介により、要件を備えた請願書の提出が必要。

陳情：特定の事項について、利害関係を有する者が議会等に実情を訴え、適切な措置を希望すること。請願とは異なり、議員の紹介は必要ない。

質疑：議案について、提出者に疑問や内容をたずねること。

答弁：議員からの質疑、質問に対する町長からの回答や説明など。

審議：本会議に提出された議案などの説明を聞き、質疑して討論を重ねて採決する一連の過程。（委員会では審査と言います）

付託：本会議に提出された議案などを専門的に詳しく調べるために委員会に審査させること。